


(仮称) 宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画
(素案)

平成 21 年 3 月
宇都宮市

はじめに



市長の写真

平成 21 年 3 月

宇都宮市長 佐藤 栄一

目 次

はじめに	2
目 次	3
第 1 章 計画の概要	4
1 計画策定の趣旨	4
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 用語の定義	5
第 2 章 DVの現状と課題	6
1 社会の動向と課題	6
2 市民意識調査に基づく DV の現状と課題	11
3 市女性相談所における DV 相談状況と課題	14
4 「配偶者からの暴力に関する調査」に基づく被害者の現状と課題	16
5 課題のまとめ	25
第 3 章 計画の基本的な考え方と基本目標	26
1 計画の基本的な考え方	26
2 計画の基本目標	28
3 目標値の考え方	29
4 重点事業の考え方	29
5 計画の体系	30
第 4 章 施策の展開	34
1 基本目標Ⅰ DV を許さない意識づくり	34
2 基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり	40
3 基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援体制づくり	47
4 基本目標Ⅳ DV 対策の推進体制づくり	54
第 5 章 計画を推進するために	59
1 配偶者暴力相談支援センターの機能の充実	59
2 庁内関係部署、関係機関、民間団体等との連携・協働	59
3 計画の進行管理	59
参考資料	60
1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	60

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市が行った市民意識調査によれば、過去2年間に配偶者からの暴力を受けた市民は1割に達しており、市女性相談所におけるDV相談件数も過去5年間で約3.5倍に急増するなど、DVが社会的な問題として顕在化し、本市でもDV対策が喫緊の課題となっています。

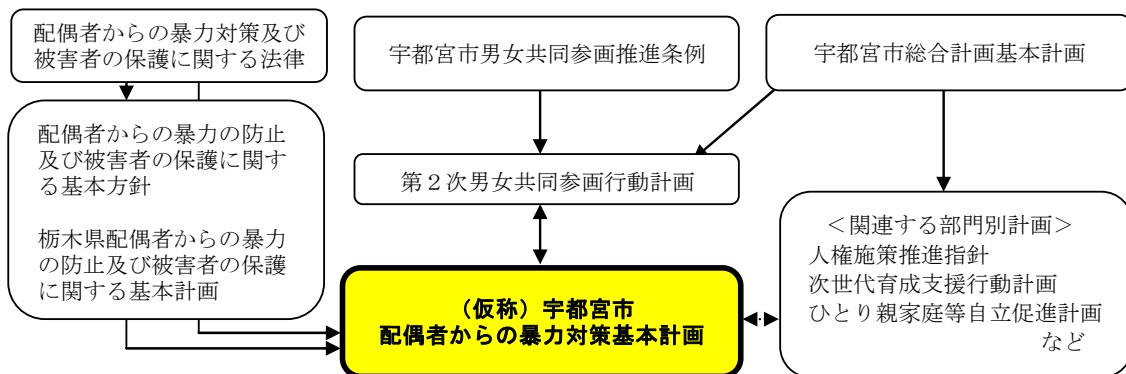
また、国において、平成20年1月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正施行されたことにより、市町村においても基本計画の策定が努力義務として規定されました。

こうしたことから、暴力の防止、緊急時の安全確保、被害者の自立支援等の施策を総合的かつ一体的に推進するため、「(仮称)宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。
- (2) この計画は、平成20年3月に策定した「第2次 宇都宮市男女共同参画行動計画」の下位に位置づける分野別計画です。

計画の位置づけ (イメージ図)



3 計画の期間

計画期間は、平成 21（2009）年度から平成 25（2013）年度までの 5 か年計画とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。

4 用語の定義

本計画で表記する「配偶者」には、配偶者（事実婚を含む）に加え、恋人など親密な関係にある（又はあった）パートナーも含まれます。

「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます¹。

なお、本計画では、固有名詞を除き、「配偶者からの暴力」をDV（ドメスティック・バイオレンス）と表記します。

¹ 『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』第 1 条参照。

第2章 DVの現状と課題

1 社会の動向と課題

DV対策を推進するためには、社会の動向に留意することが必要です。ここでは、男女共同参画白書から見たDVの実態やDV防止に関する法整備を中心に、市として取り組むべき課題を整理しました。

(1) 男女共同参画白書からみたDVの現状

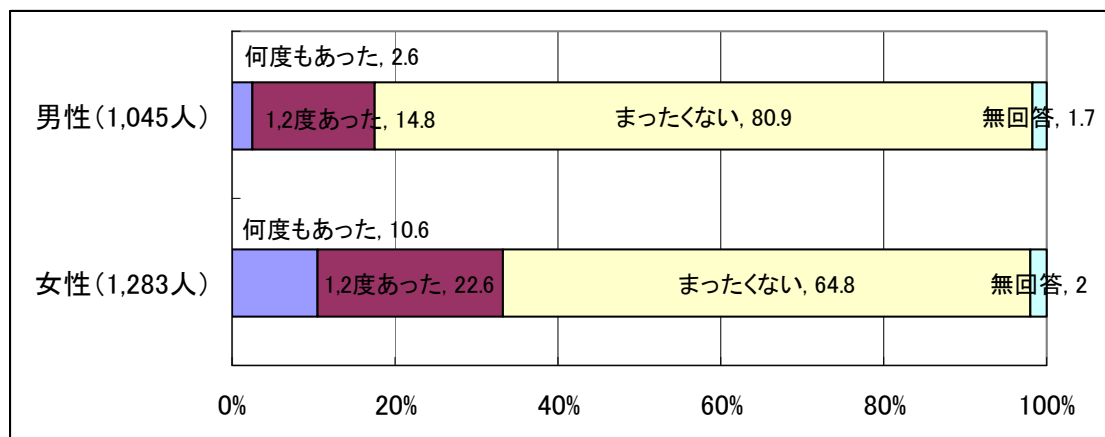
①被害者の多くが女性

内閣府が平成17年に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、これまでに配偶者から、身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれかを1つでも受けたことが「何度もあった」と回答した人の割合は、女性10.6%、男性2.6%となっています。

また、警察庁の統計によると、平成19年中に検挙した配偶者（内縁を含む）間における殺人、傷害、暴行は2,471件で、そのうち90.3%にあたる2,232件は女性が被害者となっています。

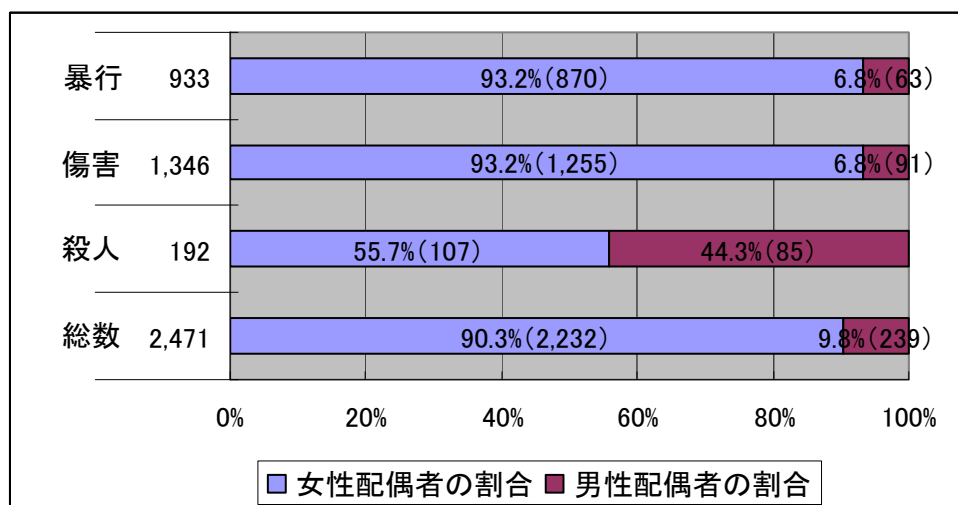
配偶者からの被害経験²

(「身体的暴力」、「心理的攻撃」、「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある。)



² 「男女間における暴力に関する調査」、内閣府、平成17年。

配偶者間における犯罪(暴行, 傷害, 殺人)の被害者(検挙件数の割合)³



②様々な困難を抱えている被害者

内閣府がDV被害者を対象に行った「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」(平成19年)によると、配偶者等から暴力を受けた被害者は、相手と離れて生活を始めるに当たって、「当面の生活をするために必要なお金がない(54.9%)」、「自分の体調や気持ちが回復していない(52.9%)」、「住所を知られないようにするため住民票を移せない(52.6%)」など、様々な困難を抱えている状況にあります。

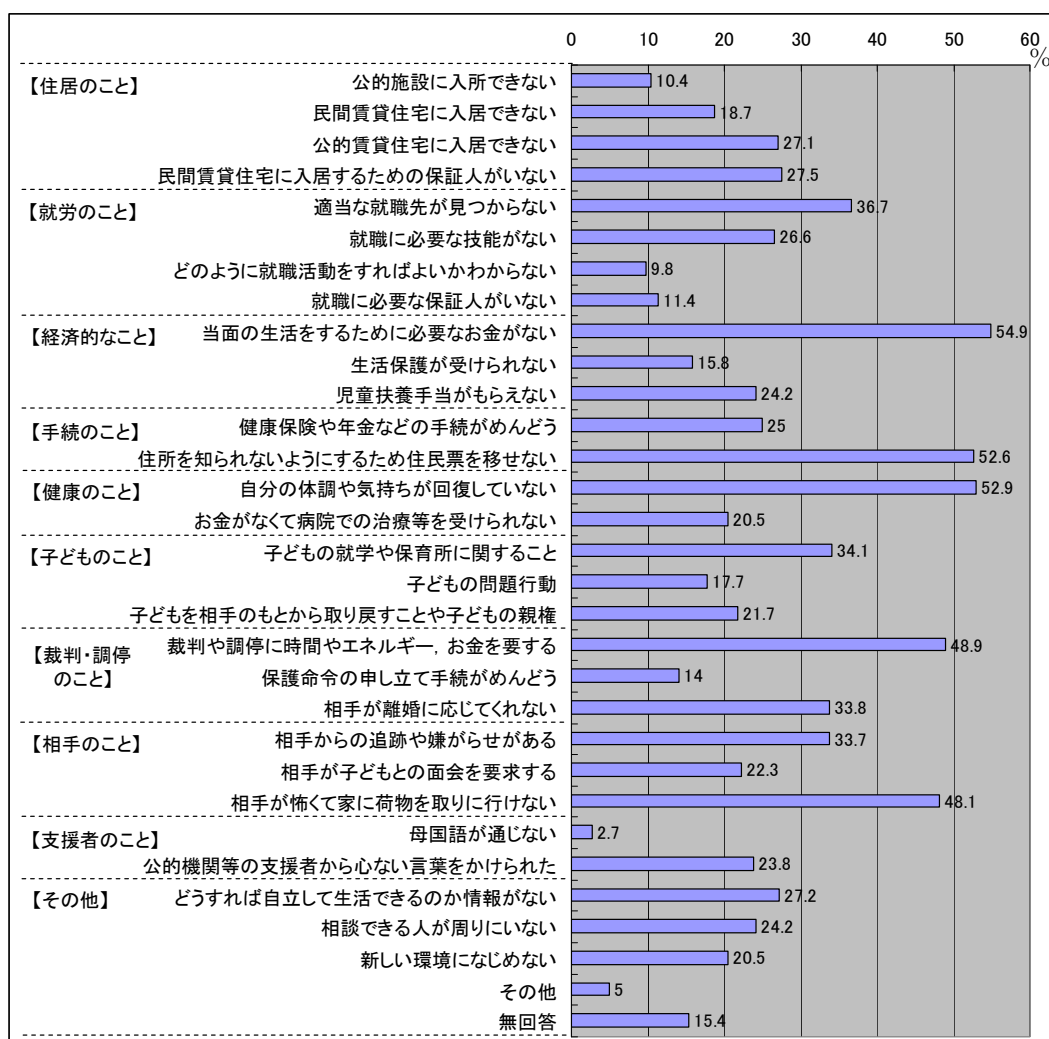
課題

配偶者間における暴力の被害者の多くは女性であり、被害者の多くが、相手から離れて生活するにあたり、経済的、精神的な不安や各種行政手続に関する不安など、様々な困難を抱えていることが明らかになっています。

このようなことから、被害者に対する総合的な支援が必要です。

³ 出典)「男女共同参画白書」,平成20年版,内閣府,96頁。

被害者が加害者と離れて生活を始めるに当たっての困難⁴



(2) 国・県における法整備と取組

① 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定と改正

国においては、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識のもと、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。その後、同法は2度にわたり改正されました。

平成16年の法改正においては、国及び地方公共団体の責務として、自立支援を含む被害者の保護が明示されました。

また、平成19年の法改正においては、市町村における基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務になるとともに、配偶者暴力相談支援センターにおける被害者の緊急時の安全確保が明示されました。

⁴ 出典) 「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」, 平成19年, 内閣府。

改正DV防止法の特徴

改正年	法改正の特徴
平成 16 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婚姻関係（事実婚含む）にある間柄の暴力だけではなく、離婚後（事実婚状態の解消後）に暴力を受ける場合も対象 ・ 身体的暴力に加えて、精神的暴力等も対象など ・ 国及び地方公共団体の責務に、被害者の自立支援を含む被害者の保護を明記
平成 19 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村基本計画策定と配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務化 ・ 保護命令申し立て対象の拡大 ・ 配偶者暴力相談支援センター業務における被害者の緊急時の安全確保の明記など

②「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針」

国においては、平成 19 年の DV 防止法の改正に伴い、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が施行されました。

この基本方針では、市町村基本計画における留意事項として、国の基本方針に即し、かつ都道府県の基本計画を勘案しながら、身近な行政主体としての施策の推進や生活保護や母子寡婦福祉施策など既存の福祉施策等の十分な活用を挙げています。

また、市町村の配偶者暴力相談支援センターの役割として、一時保護の後、地域で生活を始めた被害者に対する継続的な支援を行うことが求められています。

③栃木県におけるDV対策の取組

県においては、平成 17 年に策定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に基づき、県民に対する啓発や婦人相談所・とちぎ男女共同参画推進センターの 2 つの配偶者暴力相談支援センターによる相談支援の充実、婦人相談所を中心とした一時保護体制の充実などに取り組んでいます。

また、被害者の自立支援に係る諸制度が有効に機能することなど、市町村における相談窓口の充実に向けた支援や市町村等関係機関との連携を示しています。

さらに、DV 対策の推進体制整備の一環として、被害者等の相談・保護・自立支援を総合的に支援していくための施設である「(仮称) 栃木県女性自立支援センター」の整備を進めており、平成 22 年度中の完成を目指しています。

課 題

被害者にとって最も身近な行政機関として、既存の福祉施策等の活用を図りながら、被害者の生活の自立に向けた継続的な支援を行う必要があります。

また、県婦人相談所などの関係機関と連携をとりながら、市配偶者暴力相談支援センターにおいても、被害者の緊急時における安全を確保し、すみやかな一時保護につなげる必要があります。

2 市民意識調査に基づくDVの現状と課題

本市では、平成18年11月に男女の人権など、男女共同参画の推進に関連の深い7つの項目について、市民を対象に「男女共同参画に関する意識調査」を実施しました。

ここでは、市民意識調査から見えてきたDVの現状やDV防止に向けた市民ニーズから導き出された課題を整理しました。

(1) 調査概要

調査名 『平成18年度宇都宮市男女共同参画に関する市民意識調査』

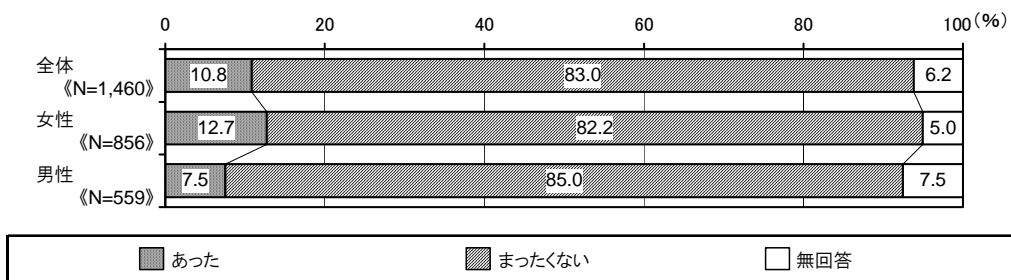
- ①調査対象 ア：旧宇都宮市在住の20歳以上の男女3,000人
イ：旧上河内町、旧河内町在住の満20歳以上の男女250人
- ②回収率 ア：48.7%
イ：53.2%
- ③調査期間 ア：平成19年1月19日～2月9日
イ：平成19年4月23日～5月18日
- ④主な調査項目
 - 1 男女平等意識
 - 2 家庭生活
 - 3 社会参画
 - 4 少子高齢社会
 - 5 職業・就労
 - 6 男女の人権
 - 7 男女共同参画社会に関する施策

(2) 調査の結果

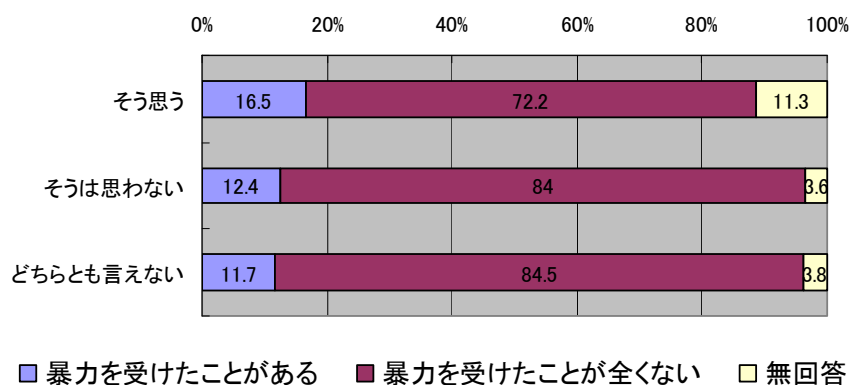
①DVと密接な性別役割分担意識

市民意識調査によると、女性の1割以上が配偶者などからDVを受けており、女性の被害は男性に比べ約1.7倍となっています。また、DVを受けたことのある女性は「男は仕事、女は家庭」の賛成派が7割と最も多く、DV被害の背景の1つに、固定的な性別役割分担意識が存在することが考えられます。

パートナーから過去2年間に暴力を受けた経験



DV被害と性別役割分担意識 （“男は仕事, 女は家庭”と思う）



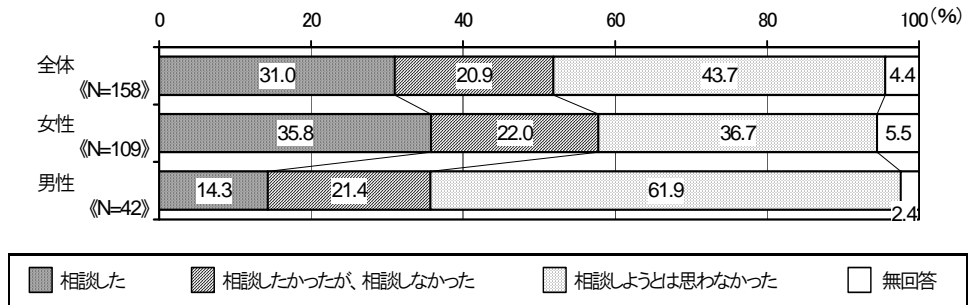
②DV防止に必要なこと

男女間の暴力を防止するために必要なこととして、「家庭や学校において暴力防止のための教育を行う」という回答が4割を超えています。

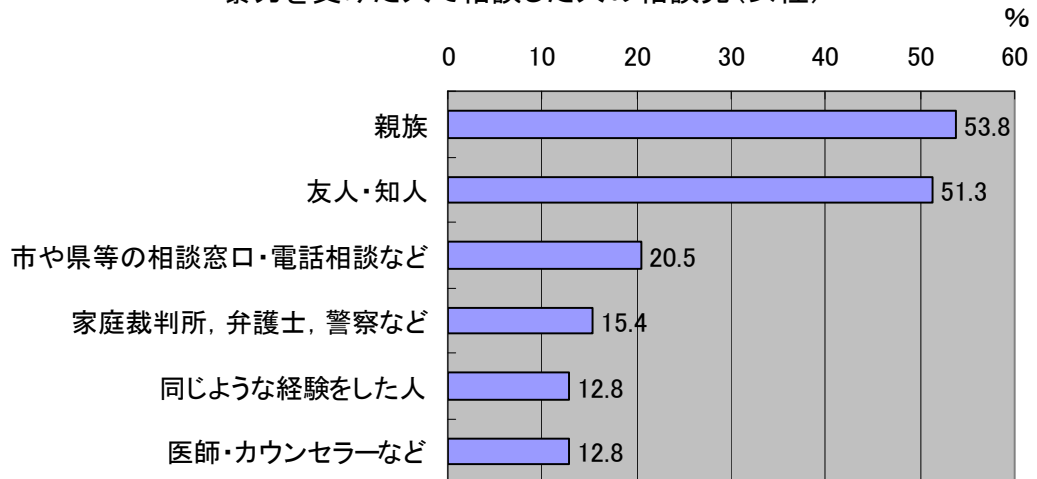
③暴力を受けたときの相談の有無

暴力を受けたときの相談の有無について、「相談しようとは思わなかった」が43.7%、「相談したかったが相談しなかった」が20.9%と、約6割の被害者が相談をしていない状況です。また、被害者の相談先は、「親族（53.8%）」及び「友人・知人（51.3%）」が多く、「市や県等の窓口・電話相談（20.5%）」の2倍以上になっています。

被害後の相談状況



暴力を受けた人で相談した人の相談先(女性)



課題

固定的な性別役割分担意識が強い女性の方が DV 被害に遭っている割合が高い傾向にあることや、市民が DV 防止のために必要と考えている取組を踏まえ、家庭や学校における男女共同参画や人権の尊重、暴力を許さない意識の醸成が必要です。

また、多くの被害者が DV 被害について相談をためらっていることや、公的機関に相談していないことから、公的機関への相談を促す工夫や、相談窓口の更なる周知が必要です。

3 市女性相談所におけるDV相談状況と課題

本市では、これまで女性相談所においてDV相談を実施してきました。

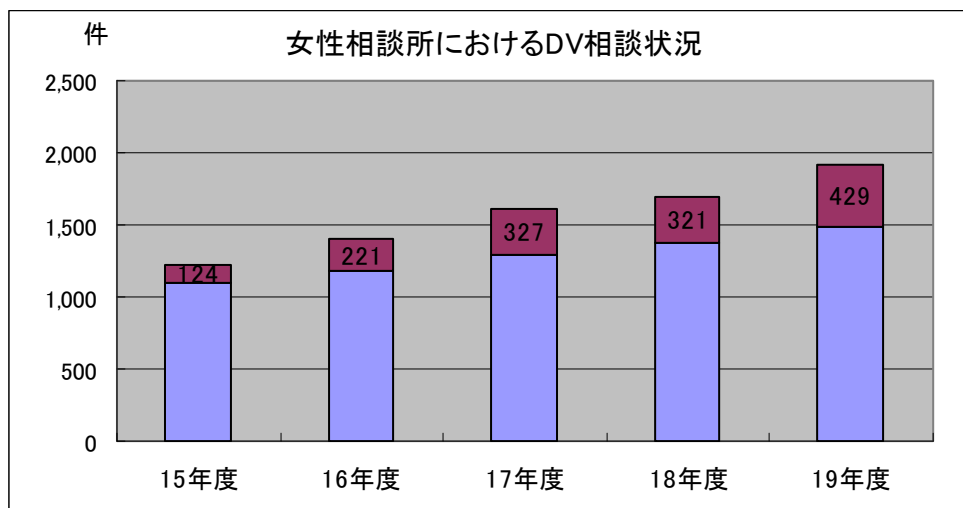
平成20年度からは、女性相談所に配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者の相談支援にあたっています。ここでは、DV相談の現状から導き出された課題を整理しました。

(1) 急増する相談件数

女性相談所における平成19年度の女性相談件数は1,922件であり、このうち、DV相談件数は429件と、相談件数の約2割を占めています。また、DV相談件数は過去5年間で約3.5倍に急増しています。

女性相談所における相談件数とDV相談件数の推移

項目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
女性相談件数	1,220件	1,405件	1,613件	1,693件	1,922件
女性相談件数のうちDV相談件数	124件	221件	327件	321件	429件
DV相談の占める割合	10.2%	15.7%	20.3%	19.0%	22.3%



(2) 女性のための相談機能の充実

女性相談所では、来所及び電話による相談に加え、女性カウンセラーによるカウンセリングや女性弁護士による法律相談も行っています。また、DV防止法の改正を受け、DV相談の専門窓口である配偶者暴力相談支援センターを平成20年度に設置し、相談機能の充実を図っています。

(3) 困難を多く抱えた相談事案

女性相談所における DV 相談事案では、長年連れ添った配偶者による DV 被害を訴える女性高齢者や、知的・身体的な障がい等を持った女性、言葉の壁があり意思疎通が困難な外国人からの相談があり、福祉部門や国際化推進部門等との連携が求められる事案が生じています。

(4) 関係機関との連携

市では被害者への対応を的確なものにするため、平成 15 年度より庁内関係部署から成る「宇都宮市 DV 防止庁内連絡調整会議」を開催するとともに、庁外関係機関との連携を図るため、平成 18 年度より「DV 対策関係機関ネットワーク会議」を開催しています。

DV 対策関係機関ネットワーク会議の構成メンバー

宇都宮地方法務局，栃木県中央・東・南警察署，栃木県婦人相談所，宇都宮市医師会
栃木県弁護士会，(財)とちぎ男女共同参画財団，宇都宮人権擁護委員協議会
宇都宮市民生委員児童委員協議会，特定認定 NPO 法人 ウイメンズハウスとちぎ
宇都宮市（生活福祉課・子ども家庭課・男女共同参画課）

課題

DV 相談件数は今後も増加することが予想され、また、相談内容も複雑化、多様化していることから、配偶者暴力相談支援センターの機能を充実する必要があります。

さらに、被害者は、高齢である、障がいを持っている、外国人のためにコミュニケーションを上手に取れないなど、困難を多く抱えている場合もあることから、被害者の状況に応じて関係機関等と情報の共有化を図るなど、関係機関との更なる連携の強化が求められています。

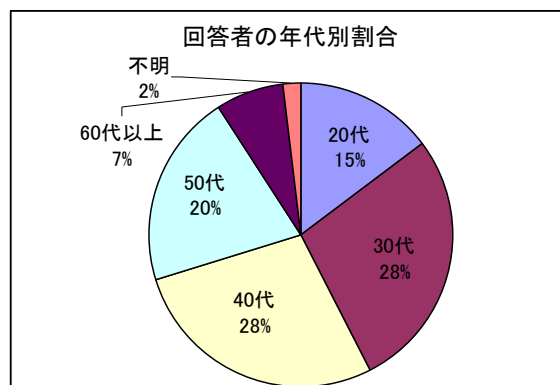
4 「配偶者からの暴力に関する調査」に基づく被害者の現状と課題

基本計画を策定するにあたっては、被害者の現状やニーズを把握し、効果的な施策事業を実施していく必要があります。

そこで、本市では、在住する被害者（過去の在住者を含む）を対象にアンケート調査を実施し、市に在住する被害者が抱える問題や被害者支援に関する課題を整理しました。

（1）調査概要

- ①調査対象 特定認定 NPO 法人「ウイメンズハウスとちぎ」等を利用したことのある被害者 計 54 名（20 代 8 名，30 代 15 名，40 代 15 名，50 代 11 名，60 代以上 4 名，不明 1 名）



- ②調査方法 原則面接による聞き取り（遠隔地在住者には電話による聞き取り）

- ③調査期間 平成 20 年 4 月 25 日から 6 月 13 日まで

- ④調査主体 宇都宮市市民生活部男女共同参画課（特定認定 NPO 法人「ウイメンズハウスとちぎ」に委託）

⑤主な調査項目

- ・ DV 被害の状況
- ・ DV に関する意識
- ・ DV の相談
- ・ 保護命令申し立て
- ・ 配偶者からの追跡状況
- ・ 加害者である配偶者から離れた後の状況
- ・ 配偶者から離れて生活を始めるにあたって困難だったこと

(2) 調査結果

① DV被害の状況

DVは、「殴る、蹴るなどの身体的暴力」、「ののしる、無視するなどの精神的暴力」の順に多く、被害者の約8割がこれらの暴力を受けています。

暴力を最初に被害を受けた時期は、「結婚（同居）してから」が4割と最も多く、次いで「交際中」、「婚約してから」となっており、結婚前から暴力を振るわれていたことが分かります。

また、被害を受けた後も、被害者が相手と別れていない理由として、5割が「相手の反応が怖かったから」、次いで「経済的な不安があったから」、「相手には自分が必要だと思ったから」となっています。

被害者は、DVを受けた後、約6割が医師の診療やカウンセリングを受けており、また、約6割の被害者が「うつ状態」、「トラウマ」、「食欲不振・不眠」などの精神的なダメージを受けています。

さらに、DV行為を子ども（18歳未満）が「知っていた」という回答は8割を超えており、そのうちの7割の子どもがDVを目撃していたと回答しています。

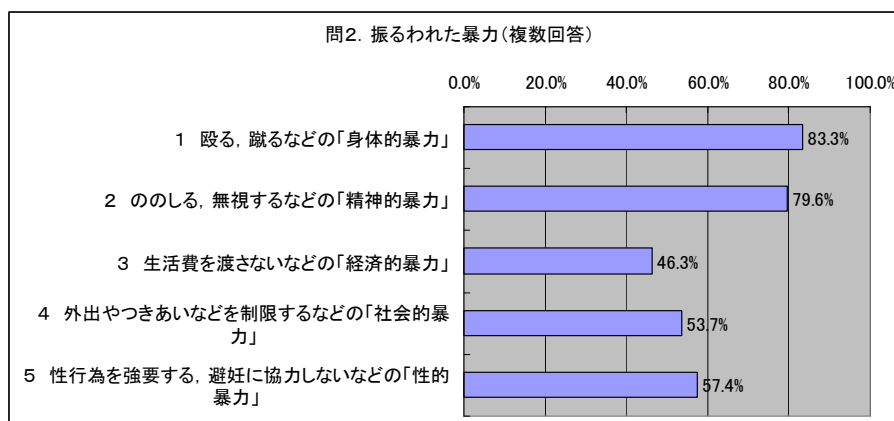
課題

DVは結婚前から行われていることから、交際中における「デートDV⁵」の防止も含め、若い世代からの幅広い世代を対象にした啓発が求められています。

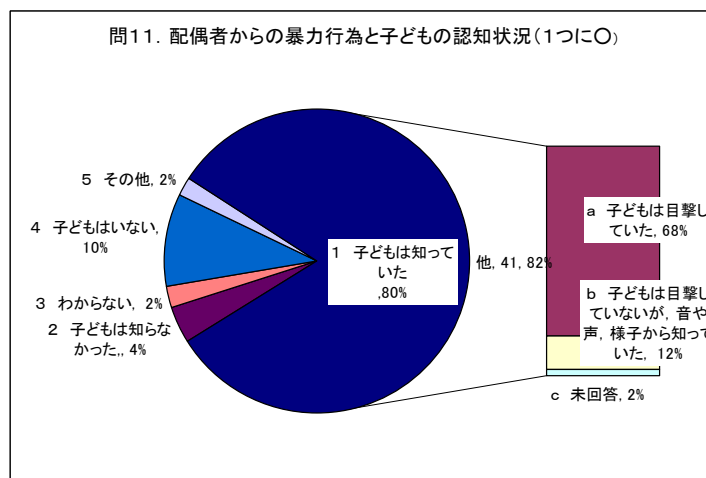
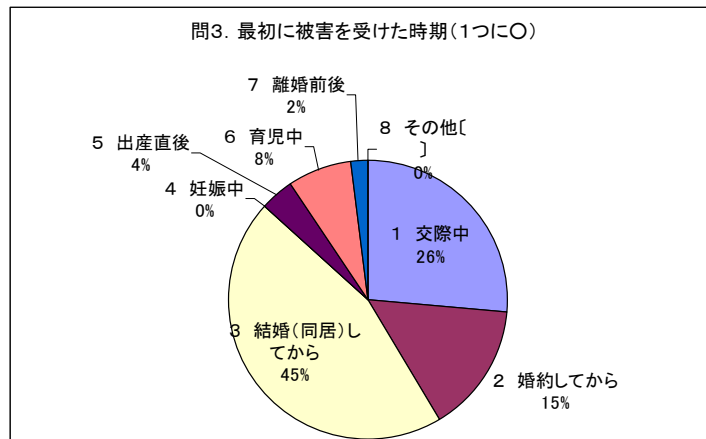
被害者の多くは繰り返される暴力の中で、絶望感や人間不信に陥っているため、心のケアが求められています。

また、被害者の子どももDVを目撃していたことにより心に深い傷を負っていることから、母子ともに心身の健康を取り戻せるよう、きめ細かな支援が求められています。

さらに、医師その他の医療関係者は、日常の業務を行うなかで被害者を発見しやすい立場にあることから、発見時には配偶者暴力相談支援センター等への相談を促してもらえよう、医療関係者等に周知・協力を呼びかける必要があります。



⁵ 高校生や大学生等の若い世代の恋人間に起こるDV。

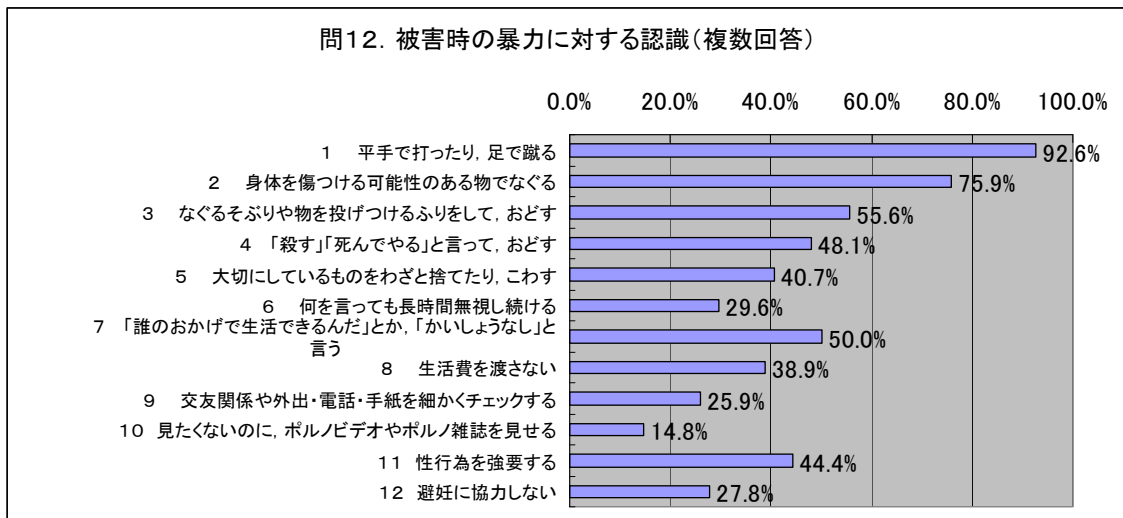


②DVに関する意識

被害者の暴力に対する認識として、「平手で打ったり、足で蹴る (92.6%)」や「身体を傷つける可能性のある物でなぐる (75.9%)」は暴力であると認識していたものの、「大切にしているものをわざと捨てたり、こわす (40.7%)」などの精神的暴力や、「生活費を渡さない (38.9%)」などの経済的暴力、「交友関係や外出・電話・手紙を細かくチェックする (25.9%)」などの社会的暴力については、DVとしてあまり認識していない状況です。

課題

身体的な暴力はもちろんのこと、配偶者からの精神的・経済的・社会的な暴力などもDVであることを広く周知する必要があります。



③DVの相談

被害者が、配偶者などからの暴力について最初に相談した先は、「公的機関（警察、DVセンター）（35.2%）」、「友人・知人（29.6%）」、「親・親族（20.4%）」の順になっています。

また、DVについて相談しようと思ったときに最も困ったこととして、「どこへ相談したらいいか分からない」、「相談していることを相手に知られたら仕返しが怖い」の順に多く、ともに6割を超えています。

課題

DVについての公的機関の相談窓口を一般市民に積極的に周知するとともに、加害者を恐れる被害者の感情を酌んだ相談体制の整備や、被害者の安全に配慮した相談体制が求められています。

④保護命令申し立て

保護命令を申し立てていない被害者に、申し立てなかった理由を尋ねたところ、「相手の反応が怖かった」、「どの程度の暴力で申し立てできるのか自信がなかった」、「保護命令の制度を知らなかった」の順に多く、いずれも2割を超えています。

また、保護命令を申し立てた被害者に、警察や配偶者暴力相談支援センターなどでの役立った支援を尋ねたところ、9割が「申立書の記入についての助言」、7割弱が「保護命令がでるまでの安全の確保」と回答しています。

課題

相談機関において保護命令制度の周知や、被害者本人が申請する申立書の記入についての助言が求められています。

また、保護命令申し立て時における被害者の安全確保のため、警察との更なる連携が求められています。

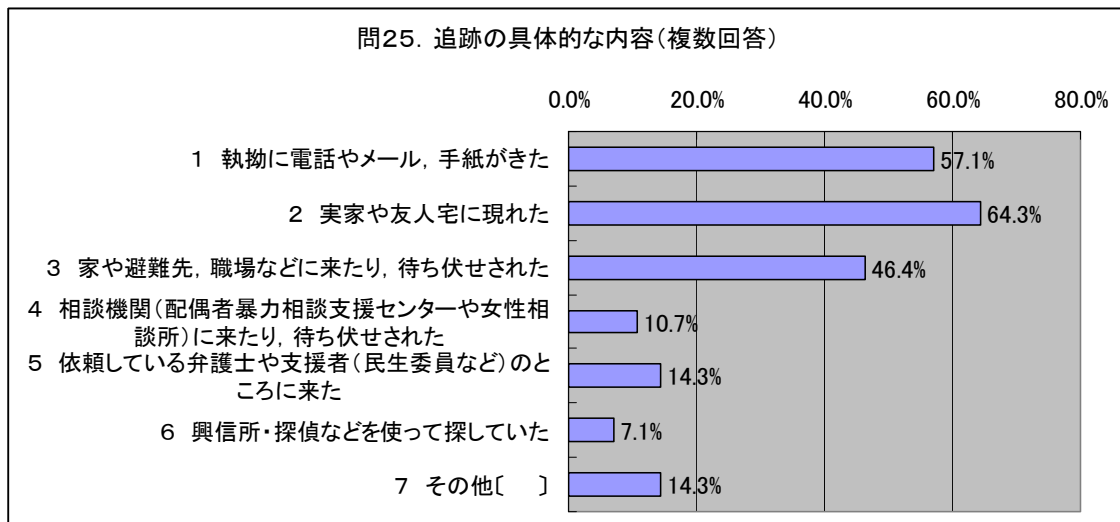
⑤配偶者からの追跡状況

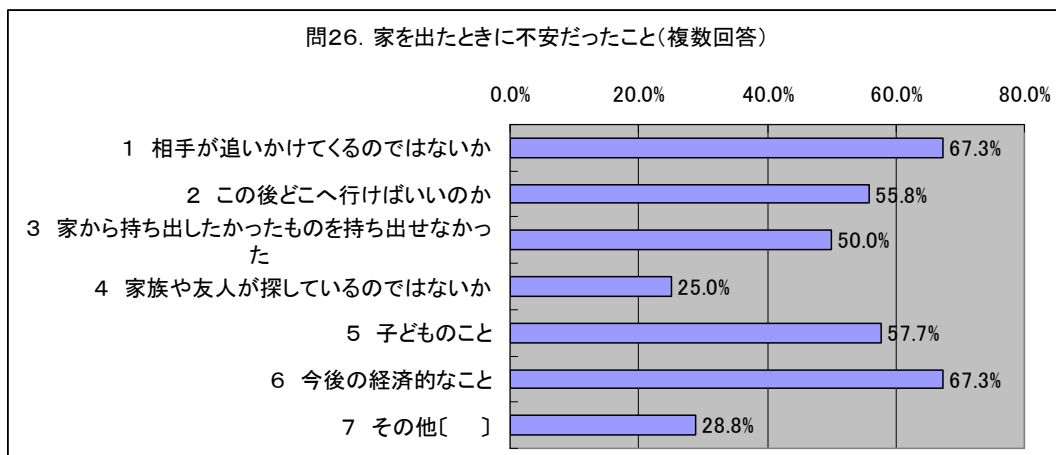
被害者の過半数が配偶者から追跡された経験があり、その具体的な内容として、6割が「実家や友人宅に現われた」と回答しています。

また、被害者が家を出たときに最も不安だったことは、約7割が「相手が追跡してくるのではないか」、「今後の経済的なこと」と回答しています。

課題

被害者は加害者から追跡される事例が多いことから、被害者の相談時における安全確保や、警察との連携などが求められています。





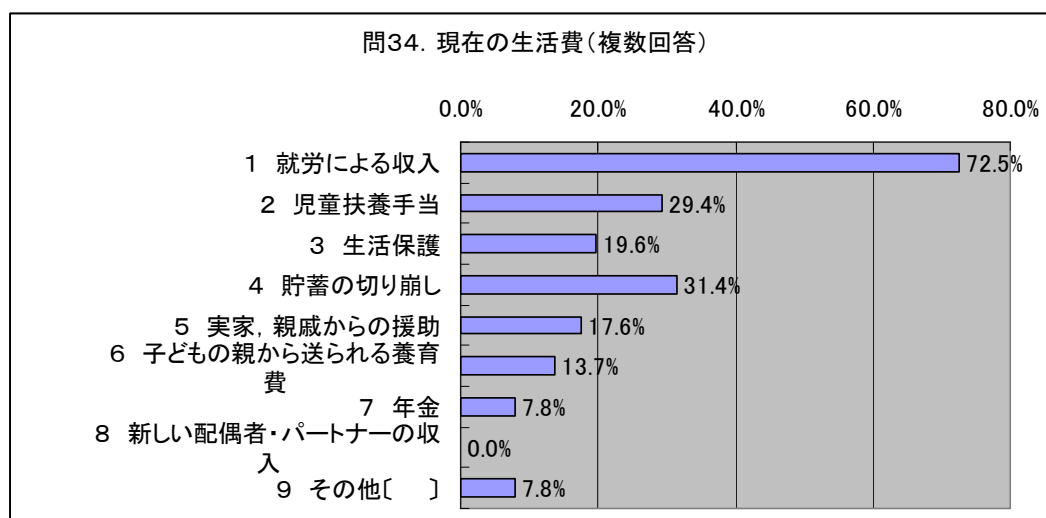
⑥加害者である配偶者から離れたあとの状況

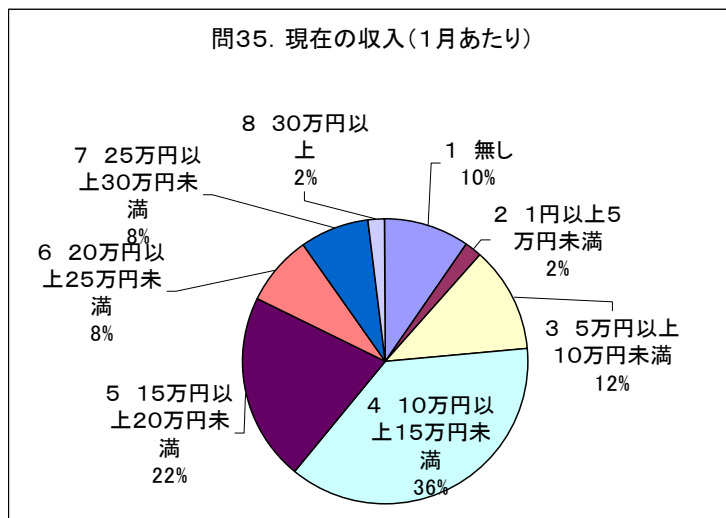
被害者は、現在の生活費を7割が「就労による収入」、3割が「貯金の切り崩し」からまかなっていると回答しています。被害者の約7割が仕事をしていますが、被害者の4割が10万円から15万円未満の収入で生活しており（生活保護や児童扶養手当含む）、経済的には決して楽ではない状況にあります。

課題

被害者は、経済的に楽ではない状況にあり、経済的な自立に向けた就労支援を行っていく必要があります。

また、健康上の理由等により、就労が困難な被害者については、既存の福祉施策等の十分な活用が重要です。





⑦配偶者から離れて生活を始めるにあたって困難だったこと

配偶者などと離れて生活を始めるにあたって困難だったこととして、「日常生活のこと (78.8%)」と回答した人が最も多く、次いで、「相手のこと (75.0%)」, 「裁判・調停のこと (69.2%)」と続いています。また、「経済的なこと」や「健康のこと」も7割弱の被害者が困難だったと回答しており、被害者は自立に向けていくつもの困難を抱えていることが分かります。

具体的には、日常生活について困難だったと回答した被害者の約4割が、「精神的不調により、外出ができない」ことを訴えています。

また、経済的なことについては、困難だったと回答した被害者の約7割が、「当面の生活をするために必要なお金がない」ことを挙げています。

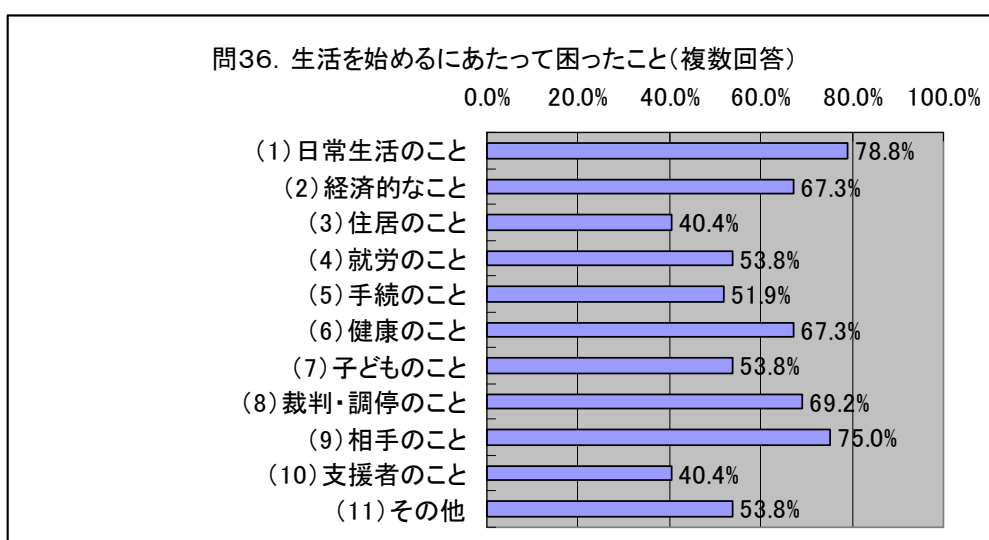
さらに、健康のことについては、困難だったと回答した被害者の約9割が、「自分の体調や気持ちが回復していない」ことを挙げています。

その他、子どもの問題行動や発達障がいがあること、新しい環境になじめないこと、どのようにしたら自立できるのか情報がないことへの不安など、多くの不安を抱えながら、新たな生活を始めている状況が分かります。また、支援者について、被害者の5割弱が「公的機関の支援者からの心無い言葉をかけられた」と回答しています。

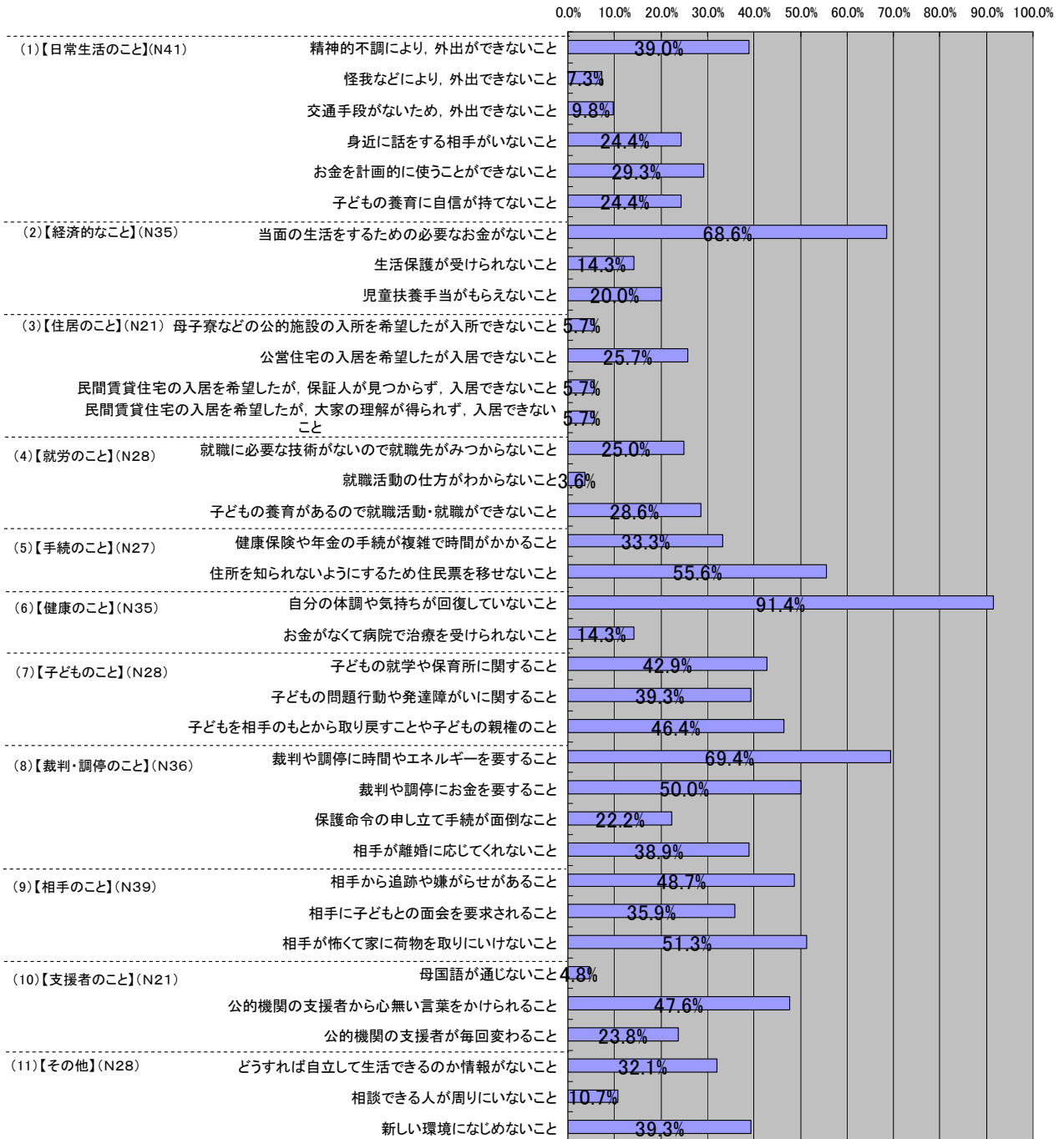
課題

被害者はいくつもの困難に直面しており、新たな環境の中で自立し、安心して生活するには、心の回復に向けたケア、就労準備に向けた支援、被害者同士の交流促進、自立に必要な情報の積極的な提供など、様々な支援が必要です。

また、被害者が行政窓口で心ない言葉をかけられるなどの 2 次被害が起こらないよう、被害者の気持ちに配慮した窓口対応や円滑な支援を行うための関係部署、関係機関との更なる連携が求められています。



問36. 生活を始めるにあたって困難だったこと(複数回答)



5 課題のまとめ

社会の動向，市民意識調査，市女性相談所における DV 相談状況，「配偶者からの暴力に関する調査」から導き出された，DV の課題のまとめは次のとおりです。

課題 1 DV 予防の拡充が必要です

- ①DV 防止に向けた啓発の充実が必要です。
- ②家庭や学校における人権教育や男女共同参画意識づくりが必要です。

課題 2 相談体制の充実が必要です

- ①配偶者暴力相談支援センター等の更なる周知が必要です。
- ②配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実が必要です。
- ③相談時における被害者への適切な対応が必要です。
- ④外国人，障がい者等の相談に対する配慮が必要です。

課題 3 被害者の安全確保が必要です

- ①一時保護前の緊急時における被害者の安全確保を図る必要があります。
- ②一時保護における関係機関との連携が必要です。

課題 4 被害者の自立支援の充実が必要です

- ①自立に向けた各種情報の提供が必要です。
- ②自立に向けた住居の確保の支援が必要です。
- ③自立に向けた就労支援や福祉施策等の活用が必要です。
- ④被害者の心のケアや日常生活に関する支援が必要です。
- ⑤被害者の子どもの心のケアや発育・就学等に関する支援が必要です。

課題 5 推進体制の充実が必要です

- ①庁内関係部署との連携強化が必要です。
- ②関係機関とのネットワークの充実強化が必要です。
- ③民間団体との更なる連携と協働が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方と基本目標

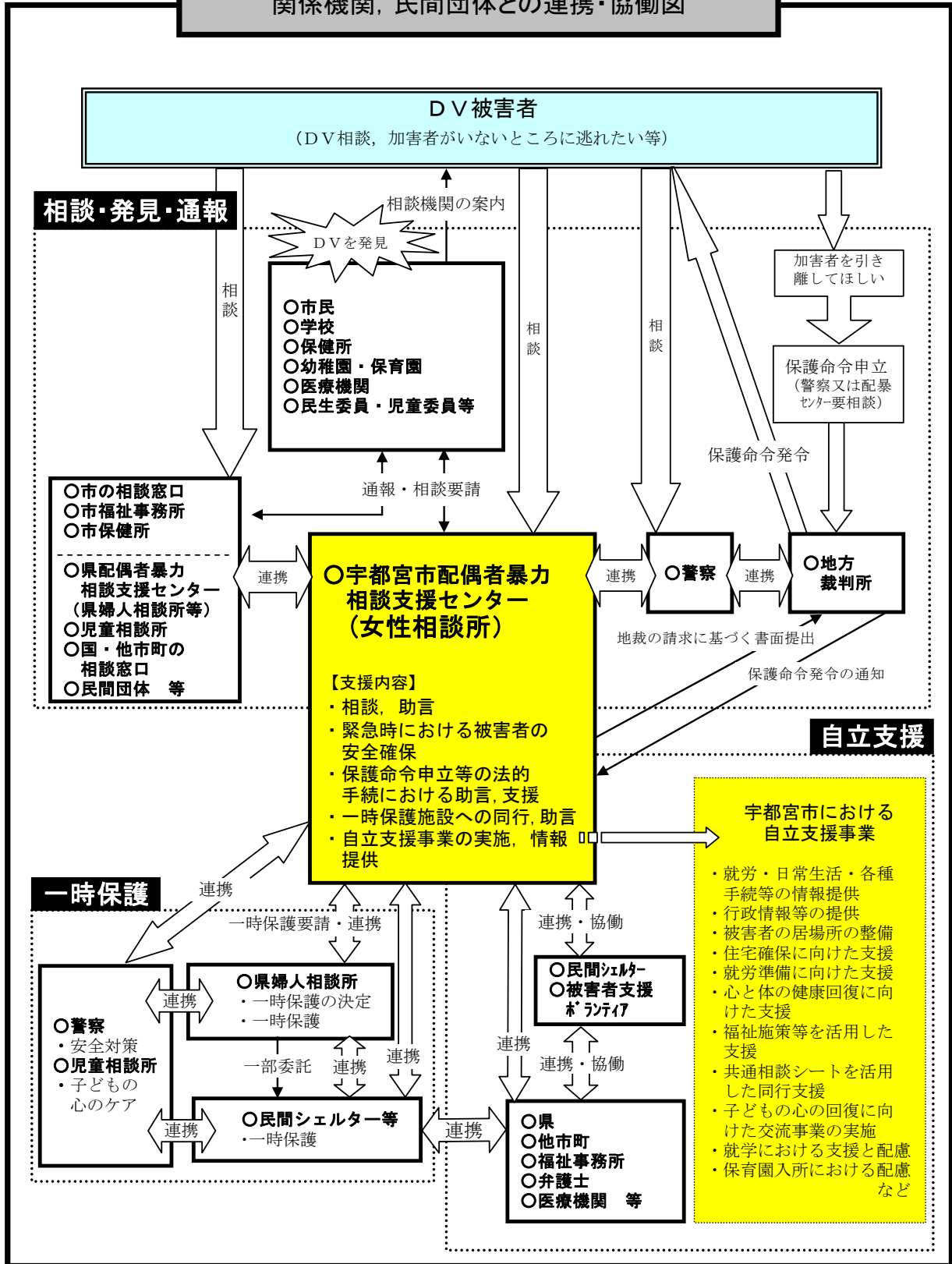
1 計画の基本的な考え方

本計画は、市男女共同参画推進条例第3条第1項及び「第2次男女共同参画行動計画」に掲げている「男女の個人としての尊厳の尊重」を基本理念としつつ、暴力の防止、緊急時の安全確保、被害者の自立支援等の施策を総合的かつ一体的に推進するため、下記のことを「基本的な考え方」として定め、各種事業に取り組みます。

- (1) DVは重大な人権侵害であるという認識のもと、DVの防止に社会全体で取り組みます。
- (2) 被害者の安全に配慮し、安心して相談できる環境をつくります。
- (3) 被害者の状況や意思を尊重し、被害者の自立に向け、きめ細かで継続的な支援を行います。
- (4) 関係機関、民間団体との連携・協働のもとに、相談・保護・自立支援を行います。

なお、関係機関、民間団体との連携・協働については、右図のとおりです。

関係機関，民間団体との連携・協働図



※上記フローチャートは市配偶者暴力相談支援センターの業務を中心に描いています。

2 計画の基本目標

計画の基本的な考え方を具現化するため、4つの基本目標を掲げます。

(1) 基本目標Ⅰ DVを許さない意識づくり

DVは、女性の人としての尊厳を損なう人権侵害であり、決して許されない行為です。

DVを許さない意識をつくるため、幅広い世代を対象に、様々な機会や手段を通じて各種啓発事業を行います。

また、女性に対する暴力の背景には、固定的な性別役割分担や経済力の格差など、男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題があると考えられていることから、人権教育や男女平等、男女共同参画意識づくりにも取り組みます。

(2) 基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

被害者は、DVを誰に相談したら解決に向かうのかが分からない等の悩みを抱えています。

被害者が1人で悩むことなく、相談機関からの支援や助言を得られるようにするためには、まず、被害者に相談機関の存在を知ってもらわなければならないことから、相談窓口の周知を更に強化する必要があります。

また、複雑で困難な相談内容に対しても適切な対応ができるよう、相談員の質の向上を図るなど、相談体制を充実するとともに、言葉や生活習慣の違いから幾重にも問題を抱えている外国人被害者などが相談しやすい体制を整備する必要があります。

さらに、加害者からの追跡の恐れがある被害者とその子どもの安全確保するため、関係機関と連携をとりながら、一時保護に向けて迅速な対応に努めます。

(3) 基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援体制づくり

被害者が加害者のもとを離れ、自立に向けて新しい生活を始めるためには、就労や住宅の確保、健康支援、孤立しがちな被害者の他者との交流をはじめ、被害者一人ひとりの状況に応じた各種支援を行う必要があります。

また、DVを目撃し、心に深い傷を負った被害者の子どもに対しても、心のケアなどの支援を行う必要があります。

このため、地域で暮らす他の被害者との出会いや、様々な情報交換、自分の持つ力・可能性を再確認できるような「居場所」を整備し、被害者とその子どもが、地域において、心身ともに安定し、自立した生活を送れるよう、自立支援のための体制を整備します。

(4) 基本目標Ⅳ DV対策の推進体制づくり

DV防止の啓発、被害者の安全確保や一時保護、自立支援等を推進していくためには、関係機関同士の協力・連携や、行政機関と民間団体等が協働で取り組むことが必要です。

市ではDV対策を総合的・効果的に推進するため、関係職員の窓口対応を向上するための研修の実施や被害者対応マニュアルを作成します。また、庁内関係部署や関係機関等とのネットワーク会議等を開催することにより、情報共有や更なる連携強化を図ります。

3 目標値の考え方

(1) 目標値の考え方

計画を着実に進行していくため、計画の進捗度合いを計る 5 年後の総合的な目標値（成果指標）を設定します。

なお、本計画は「第 2 次男女共同参画行動計画」の分野別計画であることから、同行動計画を踏まえ、基本目標Ⅲ「男女が互いを尊重し大切に作る社会づくり」の目標値である、「過去 2 年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合」を、本計画においても目標値とします。

(2) 目標値

平成 18 年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、過去 2 年間に DV を受けたことのある女性の割合は、12.7%で、本市の女性の 10 人に 1 人以上が配偶者などからの暴力を受けている結果となっています。

このようなことから、男女の人権が尊重される社会の実現に向けて、本計画に掲げる 4 つの基本目標に基づき、体系的に各種施策事業に積極的に取り組み、配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合を限りなく 0%に近づけることを目標とします。

指 標 名	平成 18 年度	平成 25 年度
過去 2 年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合 ※	12.7%	0%に近づける

※成果指標は、平成 21・25 年度は「市政世論調査」にて、平成 23 年度は「男女共同参画に関する市民意識調査」にて調査予定。

4 重点事業の考え方

基本目標を達成するため、下記の事業を「重点事業」として定め、取り組みます。

また、目標値（成果指標）の達成に向けて、着実に事業を実施するため、重点事業に 5 年後の活動指標を設定します。

- (1) 「第 2 次男女共同参画行動計画」の基本目標Ⅲ「男女が互いを尊重し大切に作る社会づくり」において重点事業として計上している事業
- (2) 市民意識調査や「配偶者からの暴力に関する調査」で市民や被害者からのニーズが高く、課題として早期の取組が求められている事業
- (3) 被害者への支援事業で先導的な取組として考えられる事業
- (4) DV 対策を効果的に推進するための協働的な事業

5 計画の体系



取り組むべき施策		事業番号	重点	新規	事業
(1)DV防止に向けた啓発の充実	1				DV防止啓発事業の実施
	2	◎			若者へのデートDV防止啓発事業の実施
	3	◎			DV根絶強化月間の実施
(2)人権教育や男女共同参画の意識づくりの充実	4				人権啓発事業の実施
	5	◎			男女共同参画啓発事業の実施
	6				学校における人権教育・男女平等教育の実施
	7				学校における性と健康に関する教育の実施
(3)相談窓口の周知の強化	8	◎			相談窓口の広報活動の充実
	9			☆	外国人に対する相談窓口の周知
(4)配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	10	◎			相談体制の充実
	11				外国人等への相談の配慮
	12				法的手続等における助言・支援
(5)緊急時における被害者の安全確保	13				警察との連携強化
(6)一時保護における関係機関との連携	14				県婦人相談所との情報共有・連携強化
	15				一時保護者への支援
(7)被害者の自立に向けた各種情報の提供	16				就労・日常生活・各種手続等の情報提供
	17				行政情報等の提供の充実
(8)被害者の自立に向けた各種生活支援	18	◎		☆	被害者の居場所の整備
	19				住宅確保に向けた支援
	20				就労準備に向けた支援
	21				心と体の健康回復に向けた支援
	22				福祉施策等を活用した支援
	23	◎		☆	共通相談シートを活用した同行支援
(9)被害者の子どもの心のケアや発育・就学等に関する支援	24	◎		☆	子どもの心の回復に向けた交流事業の実施
	25				子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携
	26				就学における支援と配慮
	27				保育園入所における配慮
	28				保育士対象のDVに関する研修の実施
(10)関係部署・関係機関等との連携強化	29	◎			関係職員の窓口対応の向上
	30				関係部署との情報共有・連携強化
	31	◎			関係機関等との情報共有・連携強化
(11)民間団体等との連携と協働	32	◎			民間シェルターとの連携
	33				被害者支援ボランティア等との連携

体系における事業と具体的な取組

事業番号	重点	新規	事業	具体的な取組	方向
1			DV防止啓発事業の実施	①DV防止市民講座(出前講座)の開催	継続
				②DV防止講座の開催	継続
				③DV防止リーフレットによる周知	継続
				④広報紙や市ホームページ等による啓発	継続
				⑤民生委員・児童委員等への説明会の実施	新規
2	◎		若者へのデートDV防止啓発事業の実施	①デートDV出前講座の実施	拡充
				②成人式等でのデートDV防止の啓発	拡充
3	◎		DV根絶強化月間の実施	①DV根絶強化月間における集中的な啓発の実施	拡充
				②被害者支援ボランティア等との連携による啓発	拡充
4			人権啓発事業の実施	○人権擁護委員や国・県と連携した人権啓発の実施	継続
5	◎		男女共同参画啓発事業の実施	①男女共同参画推進月間等における啓発の実施	拡充
				②男女共同参画に関する情報提供	継続
				③ふれあいのある家庭づくり事業の実施	継続
6			学校における人権教育・男女平等教育の実施	①人権・男女平等教育の推進	継続
				②男女共同参画教育参考資料「かがやき」の活用	継続
				③教職員を対象にした人権教育の研修	継続
7			学校における性と健康に関する教育の実施	①性教育サポート事業の実施	継続
				②性と健康に関する健康教育の実施	継続
8	◎		相談窓口の広報活動の充実	①広報紙・リーフレット等による相談窓口の周知	継続
				②医療機関への啓発・相談先リーフレット配布及び連携	新規
				③公共施設等へのDV防止ステッカー貼付	拡充
				④(再掲)民生委員・児童委員等への説明会の実施	新規
9		☆	外国人に対する相談窓口の周知	○外国人向けの多言語リーフレットの作成と周知	新規
10	◎		相談体制の充実	①防犯カメラ・防犯ベルの設置	継続
				②無料法律相談の実施	継続
				③無料カウンセリングの実施	継続
				④相談員の質の向上	拡充
11			外国人等への相談の配慮	①外国人に配慮した相談の実施	拡充
				②高齢者に配慮した相談の実施	継続
				③障がい者に配慮した相談の実施	継続
12			法的手続等における助言・支援	①保護命令申立てに関する助言・支援	継続
				②法的手続きに必要な「来所相談証明書」の発行	継続
				③(再掲)無料法律相談の実施	継続
13			警察との連携強化	○警察との連携による安全確保	継続
14			県婦人相談所との情報共有・連携強化	○県婦人相談所と連携した被害者の円滑な一時保護	継続
15			一時保護者への支援	○市相談員による一時保護施設への同行・助言	継続

16			就労・日常生活・各種手続等の情報提供	○市相談員による情報提供	継続
17			行政情報等の提供の充実	①情報コーナーの設置による情報提供	拡充
				②行政手続等に関する相談会の実施	拡充
18	◎	☆	被害者の居場所の整備	○被害者の居場所の整備	新規
19			住宅確保に向けた支援	①市営住宅優先入居における配慮	継続
				②母子生活支援施設入所における配慮	継続
				③ステップハウス事業の支援	新規
20			就労準備に向けた支援	①被害者のためのIT講座の開催	拡充
				②女性のための再就職準備セミナーの実施	継続
				③再チャレンジ相談の実施	継続
21			心と体の健康回復に向けた支援	①自立に向けたカウンセリングの実施	新規
				②地域保健活動における母子健康支援	継続
22			福祉施策等を活用した支援	①生活保護制度による支援	継続
				②各種手当等による支援	継続
				③母子家庭等日常生活支援事業の実施	継続
				④住民基本台帳事務における支援措置	継続
				⑤国民健康保険加入手続きの支援措置	継続
23	◎	☆	共通相談シートを活用した同行支援	○共通相談シートの作成とシートを活用した同行支援	新規
24	◎	☆	子どもの心の回復に向けた交流事業の実施	○保育士・支援者等との交流事業の実施	新規
25			子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携	①関係機関との連携による子どもの心のケア・発達支援	継続
				②教育センターによる子どもの心のケアと発達支援	継続
26			就学における支援と配慮	①学校諸経費の一部援助	継続
				②転入学手続における配慮	継続
				③学校における被害者の子どもへの配慮	拡充
27			保育園入所における支援と配慮	○市内保育園優先入所における配慮	継続
28			保育士対象のDVIに関する研修の実施	○市保育士を対象としたDV被害者の子どもの心のケアに関する研修の実施	拡充
29	◎		関係職員の窓口対応の向上	①関係職員に対する2次被害防止研修の実施	新規
				②被害者対応マニュアルの作成	拡充
30			関係部署との情報共有・連携強化	○「DV防止庁内連絡調整会議」を通じた事例検討・取組課題の解決、連携強化	拡充
31	◎		関係機関等との情報共有・連携強化	○「DV対策関係機関ネットワーク会議」を通じた事例検討・取組課題の解決、連携強化	拡充
32	◎		民間シェルターとの連携	①民間シェルターの運営費助成	継続
				②被害者の自助グループ活動費の助成	継続
				③自立支援事業等における連携	拡充
33			被害者支援ボランティア等との連携	①被害者支援ボランティアの育成	継続
				②(再掲)被害者支援ボランティア等との連携による啓発	継続

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ DVを許さない意識づくり

DVは、女性の人としての尊厳を損なう人権侵害であり、暴力行為は決して許されないという意識づくりが必要です。このため、様々な機会や手段を通じて、幅広い世代を対象に、DV防止に向けた啓発を行います。

また、女性に対する暴力の背景には、性別による固定的な役割分担や経済力の格差など、男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題があると考えられていることから、人権教育や男女共同参画意識づくりにも取り組みます。

◎重点事業

施策の方向	取り組むべき施策	事業
1 DVの未然防止対策を推進する。	(1) DV防止に向けた啓発の充実	1 DV防止啓発事業の実施
		2◎若者へのデートDV防止啓発事業の実施
		3◎DV根絶強化月間の実施
	(2) 人権教育や男女共同参画の意識づくりの充実	4 人権啓発事業の実施
		5◎男女共同参画啓発事業の実施
		6 学校における人権教育・男女平等教育の実施
		7 学校における性と健康に関する教育の実施

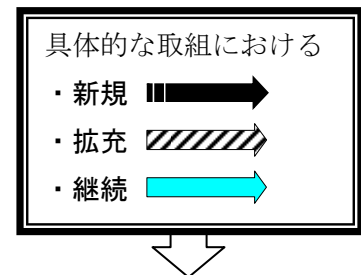
施策の方向1 DVの未然防止対策を推進する。

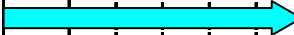



取り組むべき施策(1) DV防止に向けた啓発の充実

～1人ひとりがDVについての理解を深め、暴力の潜在化を防ぎます～

事業番号1 DV防止啓発事業の実施

DVを防止するため、市民に向けたDV防止講座の開催や、DV防止リーフレットの配布、広報紙やホームページによる周知等、様々な機会や手段を通じて、DV防止啓発事業を実施します。



事業番号	具体的な取組	年度	計画期間(年度)					
		20	21	22	23	24	25	
1	①DV防止講座の実施 ・男女共同参画推進センターにおいて、DV防止啓発のための講座を開催し、啓発します。 また、自治会やサークルなど、受講を希望する団体が準備した会場に出向き、DV防止をテーマにした講座を開催し、啓発します。							
	②DV防止リーフレットによる周知 ・DV防止リーフレットを作成し、公共施設に設置するとともに、新たに医療機関などと連携し、待合室などに配布・設置するなど、啓発機会の拡充を図ります。							
	③広報紙や市ホームページ等による啓発 ・広報紙や男女共同参画啓発誌、市ホームページ、ラジオ、ケーブルテレビなどにより、DV防止に向けた啓発を行います。							
	④民生委員・児童委員等への説明会の実施 ・地域で活動している民生委員・児童委員等が集まる会場に出向き、DV防止や被害者が置かれている立場などについての説明を行うとともに、被害者の発見・通報や相談窓口の案内などの協力・連携を図ります。							

事業番号2 若者へのデートDV防止啓発事業の実施 **重点**

DV は結婚前からの行われていることが多いことから、交際中における「デート DV」防止のため、高校生や大学生などの若者を対象にした啓発事業を実施します。

事業 番号	具体的な取組	年度	計画期間(年度)				
		20	21	22	23	24	25
2 重点	①デートDV出前講座の実施 ・高校生や大学生及び教職員を対象に、デートDVについての出前講座を実施し、若者のデートDV防止に向けた啓発を行います。						
	②成人式等でのデートDV防止の啓発 ・成人式の全会場において新成人を対象に、デートDV防止リーフレットを配布し、啓発します。また、大学等にリーフレットの設置を行い、若者のデートDV防止に向けた啓発を行います。						

【活動指標】 事業番号2

指標名	平成 20 年度	平成 25 年度
デート DV 出前講座の受講者の数	100 人 (見込)	1,000 人 (延)

事業番号3 DV根絶強化月間の実施 **重点**

DV 防止啓発事業をより効果的に行うため、DV 防止根絶強化月間において、集中的に DV 防止啓発事業に取り組みます。また、実施にあたっては、被害者支援ボランティア等と連携しながら啓発事業に取り組みます。

事業番号	具体的な取組	年度	計画期間(年度)				
		20	21	22	23	24	25
3 重点	①DV根絶強化月間における集中的な啓発の実施 ・市DV根絶強化月間である11月に、街頭キャンペーンによる啓発パンフレットの配布や、市庁舎や男女共同参画推進センターなどでのパネル展示を行います。また、新たに講演会などを開催し、啓発の充実を図ります。						
	②被害者支援ボランティア等との連携による啓発 ・市DV根絶強化月間において、被害者支援ボランティア等の民間団体との連携により、街頭キャンペーンでの啓発物品の配布やパネル展示などの啓発事業を行います。						

【活動指標】 事業番号3

指標名	平成 20 年度	平成 25 年度
DV 根絶強化月間における啓発事業の数	年 3 事業	年 6 事業

取り組むべき施策(2) 人権教育や男女共同参画の意識づくりの充実

～女性に対する暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識などがあることから、子どもの頃から人権尊重や男女平等の意識を高めます～

事業番号4 人権啓発事業の実施

事業番号	具体的な取組	年度					
		20	21	22	23	24	25
4	○人権擁護委員や国・県と連携した人権啓発の実施 ・人権擁護委員と連携し、人権問題に関する相談・啓発に対応するとともに、国や県とも連携し、パンフレットや啓発物品の配布、広報紙などにより、人権啓発を行います。						

事業番号5 男女共同参画啓発事業の実施 **重点**

性別役割分担意識とDVの被害は間接的に関係していることから、男女共同参画意識や男女平等意識を醸成するため、男女共同参画に関する情報提供や、ふれあいのある家庭づくり事業の実施など、男女共同参画啓発事業に取り組みます。

事業番号	具体的な取組	年度					
		20	21	22	23	24	25
5 重点	①男女共同参画推進月間等における啓発の実施 ・10月を「うつのみや男女共同参画推進月間」とし、「ときめく未来へ参画会議」の開催、市庁舎や男女共同参画推進センターなどにおいてパネル展示をするなど、集中的に啓発事業を実施するとともに、その内容の充実を図ります。 また、年間を通じて、男女共同参画に関する講座・講演会など、啓発事業を実施します。						
	②男女共同参画に関する情報提供 ・男女共同参画啓発誌「ぱーとなーしっぷ」、「男女共同参画推進センターだより」の発行や、広報紙・ホームページ等による情報発信、情報コーナーの設置などにより、男女共同参画に関する情報を提供することにより、啓発を行います。						
	③ふれあいのある家庭づくり事業の実施 ・「家庭の日」を題材としたイラストや川柳などの作品コンクールを実施し、入賞作品を作品集や啓発物品に活用するなどして、「ふれあいのある家庭づくり事業」を推進します。						

【活動指標】 事業番号5

指標名	平成20年度	平成25年度
男女共同参画啓発講座 ・講演会の受講者数	1,080人（見込）	1,700人

事業番号6 学校における人権教育・男女平等教育の実施

男女共同参画を進めていくには、子どもの頃から男女が性別にとらわれず互いを尊重する意識を形成することや、人権尊重意識を醸成することが大切なことから、学校における男女共同参画教育参考資料「かがやき」の活用や、教職員を対象にした人権教育の研修などを通じて、人権教育・男女平等教育に取り組みます。

事業番号	具体的な取組	年度					
		20	21	22	23	24	25
6	①人権・男女平等教育の推進 ・学校教育の場で、各学年において道徳や社会科などの学習を通じて、人権の尊重や、男女平等の理解及び男女の協力についての教育を実施します。	→					
	②男女共同参画教育参考資料「かがやき」の活用 ・全小学5年生と教職員に男女共同参画教育参考資料「かがやき」を配布し、授業などで活用するほか、ゲームや紙芝居などを交えながら、「かがやき」の内容の理解を深める出前講座を実施するなどして、小学生の男女共同参画意識の醸成を図ります。	→					
	③教職員を対象にした人権教育の研修 ・各学校の人権教育主任の教員が、本市や県が開催する人権教育研修会において、人権尊重や男女平等意識の醸成等について学ぶことにより、人権教育・男女平等教育の充実を図ります。	→					

事業番号7 学校における性と健康に関する教育の実施

男女が互いを思いやり、人権を尊重する意識を醸成するためには、子どもの頃から男女の性差や健康に関する正しい知識を身につけることが大切なことから、産婦人科医による性教育サポート事業や、性と健康に関する健康教育の実施など、学校における性と健康に関する教育に取り組みます。

事業番号	具体的な取組	年度					
		20	21	22	23	24	25
7	①性教育サポート事業の実施 ・中学3年生を対象に、産婦人科医が講話する「性教育サポート事業」を全校で実施し、性に関する正しい知識を身につけます。	→					
	②性と健康に関する健康教育の実施 ・市職員が中学校・高校等に出向き、「性といのちに関する健康教育出前講座・エイズ予防出前講座」を実施し、性に関する正しい知識の教育と、エイズを含む性感染症の予防教育を行います。	→					

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

本市が行った被害者へのアンケート調査結果では、DVについての相談をしようと思ったときに最も困ったこととして、「どこへ相談したらいいのかわからなかった」と答えた人が約6割と、最も多い回答となりました。

このため、1人でも多くの被害者に相談機関の存在を知ってもらえるよう、より一層、相談窓口の周知に努める必要があります。

また、複雑で困難な相談内容に対しても適切な対応ができるよう、相談員の質の向上を図るなど、相談体制を充実するとともに、言葉や生活習慣の違いから幾重にも問題を抱えている外国人被害者や障がいのある被害者などが相談しやすい体制を整備する必要があります。

さらに、加害者からの追跡の恐れがある被害者とその子どもの安全を確保するため、関係機関と連携をとりながら、一時保護に向けて迅速に対応します。

◎重点事業

施策の方向	取り組むべき施策	事業
2 相談体制の充実を図る。	(3) 相談窓口の周知の強化	8◎相談窓口の広報活動の充実
		9 外国人に対する相談窓口の周知
	(4) 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	10◎相談体制の充実
		11 外国人等への相談の配慮
		12 法的手続等における助言・支援

施策の方向2 相談体制の充実を図る。

取り組むべき施策(3) 相談窓口の周知の強化

～どこに相談してよいか分からない被害者に、安心して相談できる窓口があることを周知します～

事業番号8 相談窓口の広報活動の充実 **重点**

被害者に相談窓口を広く周知するため、広報紙・リーフレットの配布や、DVステッカーの貼付など、様々な機会や手段を活用した広報活動を行います。

事業 番号	具体的な取組	年度					
		20	21	22	23	24	25
8 重点	①広報紙・リーフレット等による相談窓口の周知 ・市民を対象に、広報紙・リーフレット・ホームページ等を使って、相談窓口を広く周知します。						
	②医療機関への啓発・相談先リーフレット配布及び連携 ・市内医療機関に啓発・相談先リーフレットを新たに配布するとともに、医療機関と連携し、被害者の通報、相談窓口の紹介等の協力を依頼します。						
	③公共施設等へのDV防止ステッカー貼付 ・公共施設の女性トイレ等にDV防止ステッカーを貼り付け、相談窓口を周知します。また、関係機関や医療機関等との連携を図りながら、DV防止ステッカーの貼付施設数を増やします。						
	④(再掲)民生委員・児童委員等への説明会の実施 ・地域で活動している民生委員・児童委員等が集まる会場に向き、DV防止や被害者が置かれている立場などについての説明を行うとともに、被害者の発見・通報や相談窓口の案内などにおいて、連携を図ります。						

【活動指標】事業番号8

指標名	平成20年度	平成25年度
DVステッカーの貼付枚数	370枚(見込)	1,000枚(延)

事業番号9 外国人に対する相談窓口の周知

新規

事業 番号	具体的な取組	年度	計画期間(年度)							
		20	21	22	23	24	25			
9 新規	○外国人向けの多言語リーフレットの作成と周知 ・国際交流プラザと連携し、外国人向けの多言語リーフレットを新たに作成し、外国人への相談窓口の周知を図ります。									

取り組むべき施策(4) 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実

～相談時の安全を確保しながら、被害者が抱えている個々の事案に応じて、適切な助言や支援を行います～

事業番号10 相談体制の充実 **重点**

被害者が抱えている個々の事案に応じて、適切な対応がとれるよう、相談員の資の向上のための研修を充実します。また、被害者の状況に応じて、カウンセリングや法律相談を実施します。

事業番号	具体的な取組	年度					
		20	21	22	23	24	25
10 重点	①防犯カメラ・防犯ベルの設置 ・相談者の安全に配慮するため、相談窓口には防犯カメラ・防犯ベルを設置します。						
	②無料法律相談の実施 ・配偶者との離婚や調停など、法的な支援が必要な被害者を対象に、女性弁護士が無料法律相談を実施します。						
	③無料カウンセリングの実施 ・相談時における心のケアが必要な被害者を対象に、女性カウンセラーによる無料カウンセリングを実施します。						
	④相談員の質の向上 ・相談員がより適切な相談を行うとともに、困難を抱えた事例にも対応できるよう、相談員の専門研修会への派遣や、スーパーバイザーによる研修を実施します。また、臨床心理士等の資格を持つ相談員の配置を検討します。						

【活動指標】事業番号 10

指標名	平成 18 年度	平成 25 年度
相談機関等に相談した女性被害者の割合	35.8%	60%

事業番号11 外国人等への相談の配慮

外国人被害者や障がいがある被害者からの相談にも適切な対応ができるようにするため、関係部署と連携を更に図ります。

事業番号	具体的な取組	年度					
		20	21	22	23	24	25
11	①外国人に配慮した相談の実施 ・国際交流プラザと連携し、通訳者を介した相談体制を整えることで、言葉の壁を持つ外国人に配慮した相談を実施します。						
	②高齢者に配慮した相談の実施 ・高齢者に配慮した相談を行うとともに、高齢者の相談窓口と連携し、迅速な対応を図ります。						
	③障がい者に配慮した相談の実施 ・身体・知的・精神などの障がいのある被害者に配慮した相談を行うとともに、障がい者の相談窓口と連携し、迅速な対応を図ります。						

事業番号12 法的手続等における助言・支援

裁判や調停、保護命令申立ての手続など、被害者が慣れない法的手続にも円滑に進められるようにするため、市女性相談所職員が助言や支援等を行います。

事業番号	具体的な取組	年度					
		20	21	22	23	24	25
12	①保護命令申立てに関する助言・支援 ・裁判所に保護命令を申し立てるにあたり、申立方法や記載方法について助言や支援を行います。						
	②法的手続きに必要な「来所相談証明書」の発行 ・法的手段等、必要に応じて、被害者からの相談を受けたことを証明する「来所相談証明書」を配偶者暴力相談支援センターが発行します。						
	③(再掲)無料法律相談の実施 ・配偶者との離婚や調停など、法的な支援が必要な被害者を対象に、女性弁護士が無料法律相談を実施します。						

施策の方向3 被害者の安全を確保する。

被害者の一時保護に向けて、警察や婦人相談所などの関係機関と連携をとりながら、被害者とその子どもの安全確保を図ります。

施策の方向	取り組むべき施策	事業
3 被害者の安全を確保する。	(5) 緊急時における被害者の安全確保	13 警察との連携強化
	(6) 一時保護における関係機関との連携	14 県婦人相談所との情報共有・連携強化
		15 一時保護者への支援

取り組むべき施策(5) 緊急時における被害者の安全確保

～加害者から暴力を振るわれ、危険を感じ逃げてきた被害者とその子どもの身の安全を確保します～

事業番号13 警察との連携強化

事業番号	具体的な取組	年度	計画期間(年度)				
		20	21	22	23	24	25
13	○警察との連携による安全確保 ・市配偶者暴力相談支援センターにおいて、警察と連携しながら、加害者から追跡される危険のある被害者とその子どもの緊急時の安全を確保します。						

取り組むべき施策(6) 一時保護における関係機関との連携

～追跡される危険がある被害者と子どもの安全を確保し、一時保護施設と連携しながら、速やかな一時保護につなげます～

事業番号14 県婦人相談所との情報共有・連携強化

事業 番号	具体的な取組	年度					
		20	21	22	23	24	25
14	○県婦人相談所と連携した被害者の円滑な一時保護 ・県婦人相談所と連携し、被害者の状況に関する情報共有を図り、被害者とその子どもの円滑な一時保護につなげます。						

事業番号15 一時保護者への支援

事業 番号	具体的な取組	年度					
		20	21	22	23	24	25
15	○市相談員による一時保護施設への同行・助言 ・一時保護施設である県婦人相談所まで、市配偶者暴力相談支援センターの相談員が一時保護者(被害者とその子ども)に同行、助言を行い、速やかな一時保護につなげます。						

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援体制づくり

被害者は、加害者と離れ、自立に向けた新しい生活を始めるにあたり、就労や住宅の確保、心身の不調など様々な困難を抱えており、被害者一人ひとりの状況に応じて、各種の支援を行う必要があります。

また、被害者へのアンケート調査結果によると、被害者の子どもの約8割が「DVを知っていた」ことから、心に深い傷を負った被害者の子どもに対し、心のケアなどの支援を行う必要があります。

さらに、被害者とその子どもが、地域において、心身ともに安定し、自立した生活を送れるよう、自立支援体制の整備を行います。

◎重点事業

施策の方向	取り組むべき施策	事業
4 被害者の自立支援の体制をつくる。	(7) 被害者の自立に向けた各種情報の提供	16 就労・日常生活・各種手続等の情報提供
		17 行政情報等の提供の充実
	(8) 被害者の自立に向けた各種生活支援	18◎被害者の居場所の整備
		19 住宅確保に向けた支援
		20 就労準備に向けた支援
		21 心と体の健康回復に向けた支援
		22 福祉施策等を活用した支援
		23◎共通相談シートを活用した同行支援
	(9) 被害者の子どもの心のケアや発育・就学等に関する支援	24◎子どもの心の回復に向けた交流事業の実施
		25 子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携
		26 就学における支援と配慮
		27 保育園入所における配慮
28 保育士対象のDV防止研修の実施		

施策の方向4 被害者の自立支援の体制をつくる。

取り組むべき施策(7) 自立に向けた各種情報の提供



～関係機関と連携し、被害者に役立つ様々な情報を提供することで、被害者の早期自立につなげます～

事業番号16 就労・日常生活・各種手続等の情報提供

事業番号	具体的な取組	年度					
		20	21	22	23	24	25
16	○市相談員による情報提供 ・母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関等と連携し、就職情報、日常生活や子育て等の情報について、市配偶者暴力相談支援センターの相談員が情報を提供します。						

事業番号17 行政情報等の提供の充実

被害者とその子どもができるだけ早く自立した生活を送れるようにするため、司法手続きや行政情報等の各種情報を提供する情報コーナーを整備します。また、被害者の自立支援事業の開催等にあわせ、行政手続等に関する相談会を実施します。

事業番号	具体的な取組	年度					
		20	21	22	23	24	25
17	①情報コーナーの設置による情報提供 ・被害者の居場所に情報コーナーを設置し、司法手続き、行政情報(市営住宅、児童扶養手当)等の各種情報の提供を更に充実します。						
	②行政手続等に関する相談会の実施 ・被害者の自立支援事業の開催等にあわせ、市配偶者暴力相談支援センター相談員等が、行政手続等に関する相談会を実施することで、情報提供機会の充実を図ります。						

取り組むべき施策(8) 被害者の自立に向けた各種生活支援

～被害者同士の交流促進や自分の持つ力・可能性を再確認できるような「居場所」の整備や、住宅の確保、就労準備の支援、健康回復など、被害者に役立つ制度やサービスにより、被害者ができるだけ早く自立できるように支援します～

事業番号18 被害者の居場所の整備

重点

新規

事業番号	具体的な取組	年度					
		20	21	22	23	24	25
18 重点 新規	○被害者の居場所の整備 ・男女共同参画推進センターに、地域で暮らす他の被害者との出会いや、様々な情報交換や、自分の持つ力・可能性を再確認できるような「居場所」を整備します。						

【活動指標】事業番号 18

指標名	平成 20 年度	平成 25 年度
居場所利用者の人数	—	年 500 人 (延)

事業番号19 住宅確保に向けた支援

被害者が安心して生活できる住宅を確保するため、市営住宅への優先入居などに配慮します。

事業番号	具体的な取組	年度					
		20	21	22	23	24	25
19	①市営住宅優先入居における配慮 ・市営住宅の申込時において、優先入居に配慮します。						
	②母子生活支援施設入所における配慮 ・相談時における母子の生活状況を踏まえ、関係機関と連携しながら、必要に応じ、母子生活支援施設への入所に配慮します。						
	③ステップハウス事業の支援 ・民間団体が行っている被害者の自立のためのステップハウス事業の支援を検討します。						

事業番号20 就労準備に向けた支援

被害者が早期に自立できるようにするため、就労に結びつきやすいIT講座や、再就職準備セミナーを開催します。

事業 番号	具体的な取組	年度					
		20	21	22	23	24	25
20	①被害者のためのIT講座の開催 ・就労に結びつきやすいパソコンの基本的な知識・操作方法を習得するためのIT講座を実施し、その開催回数を拡充します。						
	②女性のための再就職準備セミナーの実施 ・再就職に必要なスキルや情報を習得するセミナーを男女共同参画推進センターで開催します。						
	③再チャレンジ相談の実施 ・再就職などの相談にキャリアカウンセラーが応じる「再チャレンジ相談」を男女共同参画推進センターで定期的で開催し、個々の状況に応じた適切な助言・指導を行います。						

事業番号21 心と体の健康回復に向けた支援

多くの被害者が、一時保護後もうつやトラウマ、食欲不振・不眠などの精神的なダメージを受けていることから、心と体の健康回復に向け、自立に向けたカウンセリングの実施等を行います。

事業 番号	具体的な取組	年度					
		20	21	22	23	24	25
21	①自立に向けたカウンセリングの実施 ・被害者の自立支援事業として、心のケアが必要な被害者を対象に、カウンセラーによる自立に向けたカウンセリングを新たに実施します。						
	②地域保健活動における母子健康支援 ・地域保健活動において、子どもの発達や予防接種等の相談をはじめ、母子への健康支援を実施します。						

事業番号22 福祉施策等を活用した支援

被害者は、当面の生活資金の確保や、早期の医療機関での受診等を必要とする場合があることから、様々な福祉施策等を活用しながら、生活基盤の安定に向けた支援を行います。

事業番号	具体的な取組	年度					
		20	21	22	23	24	25
22	①生活保護制度による支援 ・被害者の生活実態を把握したうえで、必要に応じて、生活保護制度の対応に配慮します。						
	②各種手当等による支援 ・各種手当等(児童扶養手当, ひとり親家庭医療費助成制度, 母子家庭自立支援給付金, 貸付金等)に配慮します。						
	③母子家庭等日常生活支援事業の実施 ・市母子寡婦福祉連合会と連携し, 再就職時における子どもの一時預かりなど, 母子家庭等日常生活支援事業を実施します。						
	④住民基本台帳事務における支援措置 ・住民基本台帳事務における支援措置の申出により, 住民票の交付制限などに配慮します。						
	⑤国民健康保険加入手続きの支援措置 ・やむを得ない事情により, 住民票をうつすことができない被害者に対しても, 必要に応じて, 国民健康保険加入手続きに配慮します。						

事業番号23 共通相談シートを活用した同行支援

重点

新規

事業番号	具体的な取組	年度					
		20	21	22	23	24	25
23 重点 新規	○共通相談シートの作成とシートを活用した同行支援 ・被害者の状況や必要に応じて, 相談員が庁内手続における同行支援を行います。その際, 共通相談シートを新たに作成し, 行政手続を円滑に行うとともに, 関係部署との情報の共有・連携と被害者の二次被害防止を図ります。						

【活動指標】事業番号 23

指標名	平成 20 年度	平成 25 年度
共通相談シートにより同行支援した被害者の人数	—	年 48 人

取り組むべき施策(9)

被害者の子どもの心のケアや発育・就学等に関する支援

～被害者の子どもの心身の健康を取り戻すとともに、安定した日常生活や学校生活などを送れるよう支援を行います～

事業番号24 子どもの心の回復に向けた交流事業の実施 **重点** **新規**

事業番号	具体的な取組	年度					
		20	21	22	23	24	25
24 重点 新規	○保育士・支援者等との交流事業の実施 ・被害者の子どもが、様々な遊びなどを通して、保育士・支援者等の大人や被害者の子ども同士と交流することで、安心できる大人や友人の存在を確認し、心の回復につなげます。						

【活動指標】 事業番号 24

指標名	平成 20 年度	平成 25 年度
保育士・支援者等との交流事業に参加した被害者の子どもの数	—	年 120 人 (延)

事業番号25 子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携

配偶者などからの暴力行為を子どもが目撃していたことにより、子どもが心に深い傷を追っていることから、子どもの心身の健康を取り戻すため、児童相談所や教育センター等の関係機関等と連携を図りながら、適切な対応を図ります。

事業番号	具体的な取組	年度					
		20	21	22	23	24	25
25	①関係機関との連携による子どもの心のケア・発達支援 ・子どもの心のケアや発達支援に関する相談に対応するとともに、必要に応じて児童相談所などの関係機関等を案内します。						
	②教育センターによる子どもの心のケアと発達支援 ・教育センターにおいて、子どもの心のケアと発達に関する悩みに対応します。						

事業番号26 就学における支援と配慮

被害者の子どもが安定した学校生活を送れるようにするため、学校諸経費の一部援助などを行います。また、学校において被害者の子どもに適切な対応をとれるようにするため、個人情報の取り扱いや心のケアの重要性を周知し、配慮します。

事業番号	具体的な取組	年度					
		20	21	22	23	24	25
26	①学校諸経費の一部援助 ・所得状況等を踏まえ、学用品、給食、校外活動の諸経費の一部を援助します。						
	②転入学手続における配慮 ・被害者の子どもの転入・転校における各種手続や個人情報の取り扱いに配慮します。						
	③学校における被害者の子どもへの配慮 ・個人情報の取り扱いや被害者の子どもの心のケアの重要性について、パンフレットの配布や通知により、学校に周知します。また、新たに、養護教諭等を対象に、DVに関する啓発研修の実施を検討します。						

事業番号27 保育園入所における配慮

事業番号	具体的な取組	年度					
		20	21	22	23	24	25
27	○市内保育園優先入所における配慮 ・被害者が安心して就労できるよう、市内保育園の優先入所に配慮します。						

事業番号28 保育士対象のDVに関する研修の実施

事業番号	具体的な取組	年度					
		20	21	22	23	24	25
28	○市保育士を対象としたDV被害者の子どもの心のケアに関する研修の実施 ・市保育士を対象に、男女共同参画意識を高める研修とともに、新たに、子どもの心のケアの重要性についても研修を実施します。						

基本目標Ⅳ DV対策の推進体制づくり

DV防止の啓発、被害者の安全確保や一時保護、自立支援等を行うためには、関係機関相互の協力・連携や、行政機関と民間団体等が協働で取り組むことが必要です。

市ではDV対策を総合的・効果的に推進できるよう、庁内関係部署、関係機関等との連携強化を図ります。

◎重点事業

施策の方向	取り組むべき施策	事業
5 関係機関等と連携・協働により、DV対策を推進する。	(10) 関係部署・関係機関等との連携強化	29◎関係職員の窓口対応向上
		30 関係部署との情報共有・連携強化
		31◎関係機関等との情報共有・連携強化
	(11) 民間団体等との連携と協働	32◎民間シェルターとの連携
		33 被害者支援ボランティアとの連携

施策の方向5 関係機関等と連携・協働により、DV対策を推進する。

取り組むべき施策(10) 関係部署・関係機関等との連携強化

～関係部署・関係機関等との連携により、情報を共有することで、被害者に対して的確で迅速な対応や、効率的・効果的なDV対策に取り組めます～

事業番号29 関係職員の窓口対応の向上 **重点**

被害者が行政窓口で手続等を行う際、関係職員から心ない言葉をかけられるなど、2次被害を受けることを防止するため、関係職員に対して研修を行うとともに、被害者に対して適切な対応ができるよう既存のマニュアルの内容を充実します。

事業番号	具体的な取組	年度	計画期間(年度)					
		20	21	22	23	24	25	
29 重点	①関係職員に対する2次被害防止研修の実施 ・被害者が行政窓口で手続等を行う際、関係職員から心ない言葉をかけられるなど、2次被害を受けることを防止するための研修を、関係職員を対象に新たに実施します。		■	→				
	②被害者対応マニュアルの作成 ・関係職員が適切な対応ができるよう、相談時の対応や関係機関との連携・流れを新たに明記し、既存のマニュアルの内容を充実します。		▨→					

【活動指標】事業番号 29

指標名	平成 20 年度	平成 25 年度
2次被害防止に向けた市職員への研修や啓発の実施回数	—	年 3 回

事業番号30 関係部署との情報共有・連携強化

事業 番号	具体的な取組	年度	計画期間(年度)				
		20	21	22	23	24	25
30	○「DV防止庁内連絡調整会議」を通じた事例検討・取組課題の解決, 連携強化 ・庁内の関係部署から成る「DV防止庁内連絡調整会議」を開催し, 事例の検討や取組課題の解決を図るとともに, 更なる連携を強化します。						

事業番号31 関係機関等との情報共有・連携強化

重点

事業 番号	具体的な取組	年度	計画期間(年度)				
		20	21	22	23	24	25
31 重点	○「DV対策関係機関ネットワーク会議」を通じた事例検討・取組課題の解決, 連携強化 ・警察, 婦人相談所, 民間シェルターなどの関係機関から成る「DV対策関係機関ネットワーク会議」を開催し, 事例検討や取組課題の解決を図るとともに, 更なる連携を強化します。また, 地域で活動する民生委員・児童委員, 医療機関との連携強化を図り, 被害者の発見・通報, 相談窓口の紹介等の協力を呼びかけます。						

【活動指標】 事業番号 31

指標名	平成 20 年度	平成 25 年度
「DV対策関係機関ネットワーク会議」の構成団体と連携して対応した相談事案の件数	年 240 件 (見込)	年 380 件

取り組むべき施策(11) 民間団体等との連携と協働

～官民が協働でDV対策に取り組むことにより、互いの特性を活かしながら、被害者へ継続的で質の高い支援を行います～

事業番号32 民間シェルターとの連携 **重点**

被害者の安全確保のための一時保護や、一時保護後の早期自立を支援するため、民間シェルターの運営費や被害者の自助グループ活動費を助成します。

また、自立支援事業の実施にあたっては、被害者の自立に向けたカウンセリングの実施や、就労支援のための IT 講座の開催などの事業を、民間シェルターと連携しながら協働で取り組みます。

事業番号	具体的な取組	年度					
		20	21	22	23	24	25
32 重点	①民間シェルターの運営費助成 ・民間シェルターの運営費の支援を通して、被害者の保護を行います。	→					
	②被害者の自助グループ活動費の助成 ・民間シェルターが実施する自助グループ活動費の支援を通して、被害者の自立支援を行います。	→					
	③自立支援事業等における連携 ・被害者の自立に向けたカウンセリングの実施、就労支援のためのIT講座の開催など、民間シェルターと連携し、自立支援事業に取り組みます。また民間シェルターと連携し、DV根絶強化月間におけるパネル展示などの啓発事業を行います。	→					

【活動指標】 事業番号 32

指標名	平成 20 年度	平成 25 年度
民間団体と協働で実施した事業数	年 4 事業	年 8 事業

事業番号33 被害者支援ボランティア等との連携

DVに対する理解者及びDV防止啓発事業等への協力者を増やすため、DV被害者支援ボランティア養成講座の実施などにより、被害者支援ボランティアを育成します。また、被害者支援ボランティア等の民間団体と連携し、DV根絶強化月間においてDV防止啓発事業等を実施します。

事業番号	具体的な取組	年度					
		20	21	22	23	24	25
33	①被害者支援ボランティアの育成 ・DV被害者支援ボランティア養成講座などを通じて、参加者が支援者としてできることは何かについて働きかけ、被害者支援ボランティアの育成に努めます。						
	②(再掲)被害者支援ボランティア等との連携による啓発 ・市DV根絶強化月間において、被害者支援ボランティア等の民間団体との連携により、街頭キャンペーンでの啓発物品の配布やパネル展示などの啓発事業を行います。						

第5章 計画を推進するために

1 配偶者暴力相談支援センターの機能の充実

平成20年1月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正施行されたことなどに伴い、本市においても同年4月より、女性相談所に、DVの相談と被害者支援の拠点となる配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

DV相談件数が年々増加し、相談事案も複雑化・多様化するなかで、被害者が抱えている個々の事案に応じて、適切な対応がとれるよう、配偶者暴力相談支援センター相談員の更なる資の向上や、関係部署・関係機関との調整・連携強化を図ります。

また、被害者が保護命令の申立などの法的手続を行う際の助言や支援を行うとともに、被害者の緊急時の安全確保に努めます。

さらに、危機的状況を脱した被害者が、新たな地域で安心して生活ができるよう、各種の自立支援事業に取り組むなど、DVの予防から被害者の相談・自立支援まで、一貫した施策・事業を実施し、配偶者暴力相談支援センターの機能の充実に努めます。

2 庁内関係部署、関係機関、民間団体等との連携・協働

DVの予防、被害者の安全確保や一時保護、自立支援等の各種の施策事業を推進するためには、庁内関係部署、県の婦人相談所をはじめとする関係機関、さらには民間団体との連携・協働が必要です。

このため、庁内関係部署で構成される「DV防止庁内連絡調整会議」、関係機関、民間団体等で構成される「DV対策関係機関ネットワーク会議」において連携強化を図りながら、本計画に掲げる施策事業等を効果的に推進します。

3 計画の進行管理

本計画の進行管理は、庁内関係部署から成る「男女共同参画推進委員会」、及び外部有識者等から成る「宇都宮市男女共同参画審議会」において、点検・評価を行い、毎年作成している「男女共同参画の推進に関する年次報告書」において、本計画の進捗状況を報告します。

年次報告書は、市ホームページへの掲載や、男女共同参画推進センターをはじめとする公的施設において配布により公表し、次の施策に活かします。

参考資料

1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正年月日:平成一九年七月一一日法律第一一三号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条

この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二

内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三

都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の

実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条

都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条

婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条

都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条

配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条

配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条

警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その

他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二

警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けた旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二

前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条

被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条

前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条

第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条

裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条

保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条

保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条

保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条

保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条

第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条

保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条

法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条

この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質

に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二條

この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三條

配偶者からの暴力に係る被害者の保護，捜査，裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は，その職務を行うに当たり，被害者の心身の状況，その置かれている環境等を踏まえ，被害者の国籍，障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに，その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は，職務関係者に対し，被害者の人権，配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四條

国及び地方公共団体は，配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五條

国及び地方公共団体は，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため，加害者の更生のための指導の方法，被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六條

国及び地方公共団体は，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し，必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条

都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用
(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認められる者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条

国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条

保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条

第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条

平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条

この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条

この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条

新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条

この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

「(仮称)宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」

平成21年3月

発行・編集 宇都宮市 市民生活部 男女共同参画課

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL 028-632-2346

FAX 028-632-2347

E-mail u1810@city.utsunomiya.tochigi.jp